

市民オンブズ岡崎

ホームページ <http://www6.ocn.ne.jp/~onbokaza/>

NO.60

岡崎市伝馬通 2-33 千賀ビル 3F

「市民オンブズ岡崎」事務所

TEL&FAX(0564)25-9667

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440「市民オンブズ岡崎」

発行 2009. 1. 4

あけましておめでとうございます

今年もご支援、ご協力をお願いします。

代表 渡邊研治



昨年は余り活発な活動ができず、みなさんの期待に応えられなかったのではないかと反省しています。懸案であるガス化溶融炉建設技術提案書を公開させる行政訴訟を12月16日に提訴し、いよいよ2月から審理に入っていきます。(訴状は後ろに付けてありますので読んでください。)

また、市議会議員の政務調査費については毎年調査をしていますが、相変わらず勉強会と称して食事どころでの飲食費に充てている会派があったり、北は北海道から南は沖縄への視察旅行を繰り返している会派もあります。市民から見た時、議員は市政に有意義な活動をしているのか疑問に思ってしまうところもあります。これの是正を求めていきたいと思えます。

さらに、アメリカに端を発した不況の嵐は、岡崎市の財政までも脅かしてきました。生活をうばわれたり、福祉が行き届かない人々の救済が急務です。そうしたところに財政を重点的に投入して行くことが必要でしょう。緊縮財政になることは目に見えています。

選挙を終えた新たな市議会議員集団は海外視察などを繰り返すのでしょうか？

箱物事業(げんき館、図書館、地域交流センターなど)を次々に行ってきて、借金を増やしてきています。東岡崎駅前開発など、まだまだ計画を進めていくのでしょうか。起債による借金財政は将来の市民に負担させることとなります。財政破綻した地方都市のその後の悲惨な状況を考えたとき、従来の景気活性化のための公共事業は見直して行くべきでしょう。

ことしはそんなことなどをチェックしていきたいと思えます。みなさんの協力、ご支援をお願いします。

情報非開示を提訴!

(ガス化溶融炉建設工事技術提案書)

公文書開示を求める行政訴訟を提訴しました。、今後訴訟費用や傍聴等の応援、協力ををお願いします。

訴 状

名古屋地方裁判所 御 中

2008年12月16日

原告訴訟代理人

弁 護 士 天 野 茂 樹

弁 護 士 新 海 聡

原 告 渡 邊 研 治

原告訴訟代理人

弁 護 士 天 野 茂 樹

原告訴訟代理人

弁 護 士 新 海 聡

被 告 岡 崎 市

代表者兼処分行政庁

岡崎市長 柴 田 絃 一

請 求 の 趣 旨

- 1 処分行政庁が平成19年10月16日付で原告に対して行った一部非開示処分(但し、平成20年6月30日付異議決定により一部取り消された後のもの)を取り消す。
- 2 処分行政庁は原告に対し、別紙処分目録記載の公文書の非開示部分を開示せよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請 求 の 原 因

第1 原告の主張

1 (当事者)

被告は、岡崎市情報公開条例(平成11年12月21日条例第31号 甲第1号証。以下、「本件条例」という)を定め、

同条例に基づいて被告が保有する行政文書の開示制度を設けている。

2 (原告の公文書開示請求と被告の非開示決定)

(1) 原告は、平成19年10月2日、処分行政庁に対し、本件条例第5条に基づき、別紙公文書目録記載の公文書(以下、「本件公文書」という)の開示請求をした。

本件公文書は、被告が現在、岡崎市板田町地内に建設中の(仮称)岡崎市新一般廃棄物中間処理施設に関して、工事請負を申し出たJFE環境ソリューションズ株式会社(以下「A社」という。)及び新日鉄エンジニアリング株式会社(以下「B社」という。)から被告へ提出された建設工事技術提案審査に関する図書である。

(2) 原告の開示請求に対して、実施機関である処分行政庁は、平成19年10月16日、「当公文書には、当該法人の生産技術に関する情報が記載されており、公にすることにより、当該法人の今後の工事受注業務において利益を害するおそれがあるため」との理由により、本件条例第7条第3号のアに該当するとして非開示とした(甲第2号証。以下「本件処分」という)。

(3) 原告は、本件処分を不服として、平成19年11月15日、本件条例第19条に基づき、処分行政庁に対して不服申立を行なった。

(4) 原告の不服申立を受けた処分行政庁は、平成20年2月、岡崎市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問したところ、同審査会は平成20年6月10日、処分行政庁に対して「本件公文書の一部を開示するべきである」旨の答申を行った(甲第3号証 答申書)。

(5) この答申を受けた処分行政庁は、平成20年6月30日、本件公文書に関して、「平成19年10月16日付の非開示決定のうち、別表に掲げる部分の非開示を取り消し、開示する。その余の部分に係る異議申立を棄却する」として、別紙処分目録記載の別表部分のみを新たに開示する旨の決定をおこない(甲第4号証 決定書)、同年7月1日、これを原告に通知した。

(6) 処分行政庁はこの決定に基づき、平成20年7月15日、原告に対して上記「別表に掲げる部分」を開示した(甲第5号証)。

3 (本件処分の違法性)

(1) 本件条例第7条(3)号アの規定は「公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ことを非開示事由とするものであり、情報公開法第5条2号イと同様の規定であるところ、同法第5条2号イの「害するおそれ」の判断においては「単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる」とされている(総務省行政管理局編『詳解情報公開法』57頁)。

また、本件条例第7条本文が情報の原則開示を実施機関に命じていることから、かかる「おそれ」発生の立証責任は、非開示を主張する処分行政庁が負うことも解釈上明らかである。

(2) 本件公文書は、一般廃棄物中間処理施設に関して、工事請負を申し出たA社及びB社から被告へ提出された建設工事技術提案審査に関する図書であるが、そもそも被告が建設を予定する一般廃棄物中間処理施設は、被告以外の多くの自治体も既に導入し、または導入を予定している施設であって、どのような施設を導入するかについては、A社、B社を含む施設の製造会社はみな、同様の提案書を自治体に提供することが義務づけられており、被告のみに提供された特別の情報が記されたものではない。

かかる情報の一般性の観点からみても、本件情報の開示が特にA社やB社の競争上の地位を害すると言えないことは明らかである。

(3) よって、処分行政庁がなした本件非開示処分は、本件条例が定める非開示理由に該当せず、違法であるから取り消されるべきである。

(4) また、本件においては非開示とする理由はないから、処分行政庁は本件公文書の非開示部分を開示する義務がある。

第2 釈明処分の申立

1 処分行政庁が異議申立を受け、平成20年7月15日に原告に開示した部分は処分目録の別表記載の部分にすぎず、本件公文書は、その大部分が非開示とされている(甲第4号証)。

本訴においては、これら非開示部分がなぜ、A社、B社の競争上の地位を害することになるのかを、被告において主張、立証することがテーマとなる。

ところが、非開示部分に存在する情報がどの程度の分量で、どのような内容（設計図面なのか、文章なのか。文章であるとして、その文書は炉の構造を説明したものなのか、炉の機能を説明したものなのかなど）を示したもので、それらの情報の特殊性の程度がどの程度であるかが抽象的なままの状態である場合には、争点がいらずに拡散する。

- 2 かかる状況を避けるため、国の情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条3項は「3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。」として、ヴォーンインデックスの制度を具体的に定めているが、これは情報公開法に基づく処分に対する異議申立に限定されるものではない。現に、国の情報公開法の改正論議にあたって、諮問委員会のメンバーからは、当面は同法第23条第1項を積極的に活用し、取消訴訟でヴォーンインデックスの制度を用いることで対応することを前提として議論がなされている。
- 3 以上の点から原告は裁判所に対し、行政事件訴訟法第23条の2第1項1号に基づいて被告に対し、非開示部分に記載されている情報の属性、情報の概要、その情報が開示された場合に予想される「おそれ」の内容ならびに「おそれ」発生の蓋然性を、情報のまとまり毎に明らかにする旨の釈明処分を行使されるよう、求めるものである。

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証 岡崎市情報公開条例
- 2 甲第2号証 処分行政庁の平成19年10月16日付公文書開示決定通知書
- 3 甲第3号証 岡崎市情報公開・個人情報保護審査会の答申書
- 4 甲第4号証 処分行政庁の平成20年6月30日付決定書
- 5 甲第5号証 開示文書

処 分 目 録

平成19年10月16日付で 処分行政庁がなした「(仮称)岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設工事技術提案審査に関する提出図書(提案書番号A社、B社分)電磁的データ物」の一部非開示決定(ただし、別表記載の部分を除く)

(別表)

開示する部分

①A社提案書

様式4-31ページ

- ・①「副資材等からの CO₂排出量」の表中「CO₂排出量(t/年)の「合計」欄(表の項目見出しを含む)
- ・ ②「発電による CO₂削減量」の表中「CO₂削減量(t/年)」の欄(表の項目見出しを含む)

様式4-81ページ

- ・ 「ランニングコスト算定条件」の部分
- ・ 「ランニングコスト集計表」のうち各費目の20年間の[合計]欄(表の項目見出しを含む)

様式4-151ページ

- ・ 「①スラグ、メタル、飛灰の発生量(比率)」の3行目まで及び表中「スラグ」、「メタル」、[飛灰]の「比率」欄

様式 4-16 2 ページ

- ・ 1 行目の下線が付された説明部分

◎ B社提案書

様式 4-1 2 ページ

- ・ [本施設と同規模・同プロセスでの0.01ng-TEQ/mNへの対応実績]の表

様式 4-2 1 ページ

- ・ 「1. ガス化溶解技術に関する取組経過」の上から 5 行目まで

様式 4-2 2 ページ

- ・ 「3. 処理の安全性・安定性」の部分

様式 4-2 3 ページ

- ・ 1 行目から「発電機定格」までの部分

様式 4-3 1 ページ

- ・ 「1. CO₂排出量及び削減量」の 2 行目まで

- ・ 「(1) 副資材等からのCO₂排出量」の表中「副資材等からのCO₂排出量(年間)」の欄(表の項目見出しを含む)

- ・ 「(2) 発電による CO₂削減量」の表中「発電による CO₂削減量(年間)」の欄(表の項目見出しを含む)

様式 4-5 6 ページ

- ・ 「2 災害発生時におけるごみの受入に関する余力」の 4 行目まで

様式 4-7 2 ページ

- ・ 「2 副資材の供給体制の安定性」の 6 行目まで

様式 4-8 1 ページ

- ・ 「ランニングコスト集計表」の 1 行目及び表中各番目の20年間の「合計」欄(表の項目見出しを含む)

様式 4-15 1 ページ

- ・ 「1 副生成物の発生量」の 1 行目及び表中「スラグ」, 「メタル」, [飛灰]の「発生率」欄

様式 4-16 1 ページ

- ・ 本文の下から 3 行目の、右から 25 字目から文末まで(句読点を含む)

添付資料 4-1-1

全部

添付資料 4-2-1

- ・ 1 行目から「発電機定格」までの部分

添付資料 4-2-2

- ・ 1 行目から「年間ごみ処理量(t/年)」までの部分

添付資料 4-3-3

- ・ 「高温高压条件のボイラ採用実績」の表

添付資料 4-7-2

全部

公 文 書 目 録

(仮称) 岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設工事技術提案審査に関する
提出図書(提案書番号 A 社、B 社分) 電磁的データ物

(行政訴訟にした問題点)

岡崎市の新一般廃棄物中間処分施設(ガス化溶融炉)建設工事は、見積価格ばかりではなく技術評価も加味する総合評価方式を採用し、技術評価のため技術検討委員会に評価を委嘱しました。岡崎市が採用した溶鉱炉を建設できる業者は2社しかなく、溶鉱炉で生じた飛灰の処理について最終処分方式を提案しなかったA社の再提出する飛灰の処理評価を技術検討委員会から委任された岡崎市建設検討委員会は失格とし、B社と随意契約を結ぶことにしました。なんとも不明朗な契約行為です。

そこで、岡崎市が示した設計仕様書および基準価格の根拠、一方を失格とした根拠となる「(仮称)岡崎市新一般廃棄物中間処分施設建設工事技術提案審査に関する提出図書(提案者番号 A社、B社分)電磁的データ物」を情報公開請求しました。

ところが、失格とした根拠であるA社、B社の提出図書は非公開としましたので、市民への説明責任が果たせていないとして、異議申し立てをすることにしました。(ニュース56号参照)

これについて、岡崎市は情報公開・個人情報保護審査会の答申を受け一部開示の決定をしてきました。(一部開示とした「基準価格を根拠となる積算根拠文書」は全部開示となった。)決定書に理由が記されていますが、100頁を超える提案書のほんの一部であり、それも殆どが黒塗りされた文書でした。

1月例会の案内

1月9日(金)午後7時30分～

市民オンブズ岡崎事務所にて

(第4金曜日は不定期の作業日です)